

【マンションドクター火災保険】マンション管理組合の管理状況に応じた 保険料算定システムに関するビジネスモデル特許を取得！

日新火災海上保険株式会社（社長：織山晋、以下「日新火災」）は、マンション共用部分用火災保険「マンションドクター火災保険」の保険料算出プロセスに関するビジネスモデル特許を取得しました。

1. 特許概要

特許番号	特許第 7071576 号
特許権者	日新火災海上保険株式会社
発明の名称	保険料算定システム

2. 取得背景

マンション共用部分用火災保険では、マンションの高経年化が進むことで、水濡れ事故などが増加しています。こうした状況を受け、築年別に保険料が変わる料率体系を導入する損害保険会社も多く、管理組合様にとって、高経年になればなるほど保険料の負担が大きくなる傾向があります。

このような状況の中、日新火災では、高経年であっても適切な管理が行われているマンションに対して、より割安な保険料で商品をご提供したいと考え、建築年だけでなく、管理状況に応じた保険料体系を導入しています。

管理状況の保険料への反映は、提携する一般社団法人日本マンション管理士会連合会が運営する「マンション管理適正化診断サービス(*)」にて、傘下会員会所属のマンション管理士が国内統一基準で管理状況を診断、数値化した結果を、専用の保険料算定システムを用いて保険料に反映させる仕組みによって実現しております。この仕組みにより、管理組合様の管理に対する努力を保険料に反映させることが可能となるだけでなく、より一層、管理組合活動の活性化を促すことで、事故の発生自体を抑止するサイクルの確立を目指しています。今回、このサイクルの一層の普及・促進を目的として、上記の保険料算定システムに関するビジネスモデル特許を取得しました。

日新火災は、今後もマンションドクター火災保険を通じて、マンションの居住環境および資産価値の維持・向上に貢献してまいります。

(*)マンション管理士の全国団体である一般社団法人日本マンション管理士会連合会が実施するマンションの管理状況やメンテナンス・計画修繕実施状況等の診断サービスであり、診断サービスの結果は管理組合様にフィードバックされるとともに、日新火災のマンションドクター火災保険の保険料算出や、不動産・住宅情報サイト「LIFULL HOME'S」にて診断結果の表示（任意）などに活用されています。尚、地方公共団体が実施する「管理計画認定制度」および一般社団法人マンション管理業協会が実施する「マンション管理適正評価制度」とは異なります。

以上

＜本件に関するお問い合わせ先＞

経営企画部 企画グループ TEL:03-5282-5502